

宝泉寺交通センターの指定管理者の指定について（報告）

宝泉寺交通センターの指定管理者について、九重町指定管理者選定委員会の指定管理候補者選定結果に基づいて指定管理候補者を決定し、九重町議会の議決を経て、下記のとおり指定管理者を指定しましたのでお知らせします。

記

1. 指定管理者に指定した団体及び指定の期間

■宝泉寺交通センター

指定管理者に指定した団体：このえまち総合サービス株式会社

指定の期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

2. 指定管理者の指定までの経過

□令和7年 8月28日 第1回指定管理者選定委員会

◎公募に係る募集要項（案）、審査基準（案）、スケジュール（案）等の審議

□令和7年 9月24日

公募に係る指定管理者募集の公告（町掲示板、町ホームページ・LINE）

□令和7年 9月24日～11月 6日 申請書受付期間（1者より申請）

□令和7年11月12日 第4回指定管理者検討委員会

◎申請者に係る提出書類・資格審査

・宝泉寺交通センター（1者申請） ※審査結果：応募資格有り

□令和7年11月19日 第2回指定管理者選定委員会

◎申請者に係る書類審査

◎ヒアリング及び指定管理者候補者の選定

◎指定管理者候補者の選定

・宝泉寺交通センターの指定管理者候補者 ⇒ このえまち総合サービス株式会社

指定管理期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（3年間）

□令和7年12月2日 令和7年第4回九重町議会定例会

◎指定管理者を指定する議案の審議・議決

・宝泉寺交通センター指定管理者 ⇒ このえまち総合サービス株式会社を指定

指定管理期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（3年）

3. 指定管理者選定委員会による指定管理候補者の選定

(1) 九重町指定管理者選定委員会

委員長 武石 啓治（九重町区長会 会長）

副委員長 甲斐 幸美（九重町女性会議 会長）

委員 赤峰 三千代（税理士／赤峰三千代税理士事務所）

〃 佐藤 信一（九重町会計管理者兼税務課長）

※佐藤信一委員に関しては九重町指定管理者選定委員会設置規定第7条の規定により本案件の審査・選定に係る議事からは除く

(2) 選定審査報告

宝泉寺交通センターの指定管理者について公募（令和7年9月24日公告）を行い、応募受付期限（令和7年11月6日）までに1者より応募がありました。第4回指定管理者検討委員会（令和7年11月12日）で資格審査を行った結果、応募者は応募資格を満たしていることから、第2回指定管理者選定委員会（令和7年11月19日）で資格及び書類審査を行い、同日ヒアリング審査を実施しました。

宝泉寺交通センターについては現行の指定管理者であるこのえまち総合サービス株式会社1者の応募であったため、採点を行わずにヒアリングのみを実施して審査を行った結果、これまでの管理運営実績や今後の運営に関して前向きな考えが示されたこと等を勘案して、同者を指定管理者として適切であると認め、宝泉寺交通センターの指定管理者候補者に選定しました。

なお、選定審査講評については別紙のとおりです。

(3) 選定基準及び審査項目

◎ 選定基準

<九重町公の施設の指定管理者の指定に関する条例第4条第1項に定める選定基準>

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長等が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項